

新旧対照条文

◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）（平成二十二年七月施行）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 精神障害者に関する特例（第三十三条）</p> <p>第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十三条）</p> <p>第四節 精神障害者に関する特例（第三十三条の二）</p> <p>第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）</p> <p>第六節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

(法第三十八条第二項及び第三項の厚生労働省令で定める数)

第四条の十五 法第三十八条第二項及び第三項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

(法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める数)

第四条の十六 法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

第四条の十七・第四条の十八 (略)

(法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める雇用関係の変動)

第五条 法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める雇用関係の変動は、常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)の雇入れ及び解雇(労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。)とする。

(法第四十三条第三項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数)

第六条 法第四十三条第三項及び第八項、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第四条の十五・第四条の十六 (略)

(法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める雇用関係の変動)

第五条 法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める雇用関係の変動は、常時雇用する労働者であつて同項に規定する短時間労働者(以下単に「短時間労働者」という。)以外のもの(以下単に「労働者」という。)の雇入れ及び解雇(労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。)とする。

第六条 削除

(法第四十三条第五項及び第四十五条の二第六項の厚生労働省令で定める数)

第六条の二 法第四十三条第五項及び第四十五条の二第六項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

(法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数)

第七条 法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、五十六人(令別表第二に掲げる法人にあつては、四十八人)とする。

(身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告)

第八条 法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(第一条の四第一号に掲げる者に限る。第九条第二項、次節第二款、第六節及び第四十五条第一項において同じ。)の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長に報告しなければならない。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第九条 (略)

2 法第七十一条第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「及び知的障害者」とあるのは「、知的障害者及び精神障害者」と、同項第三号中「又は知的障害者

(法第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数)

第七条 法第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数は、五十六人(令別表第二に掲げる法人にあつては、四十八人)とする。

(身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告)

第八条 法第四十三条第五項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(第一条の四第一号に掲げる者に限る。第九条第二項、次節第二款、第六節及び第四十五条第一項において同じ。)の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。)の長に報告しなければならない。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第九条 (略)

2 法第七十一条第五項(法第七十二条の六において準用する場合を含む。)又は法第七十二条の四第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「並びにそのうち

である労働者」とあるのは、「知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者」と、「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」と、同項第四号中「及び知的障害者」とあるのは「知的障害者及び精神障害者」とする。

3 (略)

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条まで（第九条第二項を除く。）の規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短

の身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者のうちの身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数並びに雇入れを予定する重度身体障害者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この条において同じ。）である短時間労働者、重度知的障害者をいう。以下この条において同じ。）である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である労働者」とあるのは「身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である労働者又は精神障害者である短時間労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「並びに当該労働者の中の身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、並びに当該計画の終期において見込まれる重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」とする。

3 (略)

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条まで（第九条第二項を除く。）の規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害

時間労働者を除く。以下この条において同じ。」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(障害者作業施設設置等助成金)

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第二号に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十條に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九條の障害者職業センター（第二十條の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた

者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一條に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(障害者作業施設設置等助成金)

第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第二号に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十條に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九條の障害者職業センター（第二十條の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた

時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。)のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。第二十条の二第一項第二号、第二十条の四第一項第一号及び第二十二条第一項第一号において同じ。)に限る。第二十条の二の三を除き、以下第二十二条の三までにおいて同じ。)を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備(以下この項において「作業施設等」という。)の設置又は整備を行うもの(当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。)に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

2 (略)

(障害者介助等助成金)

第二十条の二 障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。

- 一 重度障害者等(法第二条第三号に規定する重度身体障害者(以下単に「重度身体障害者」という。)、四十五歳以上の身体障害者又は精神障害者(障害者職業センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下この号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の職場復帰を促

時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。)のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。第二十条の二第一項第二号、第二十条の四第一項第一号及び第二十二条第一項第一号において同じ。)に限る。第二十条の二の三を除き、以下第二十二条の三までにおいて同じ。)を労働者(法第二条第三号に規定する重度身体障害者(以下単に「重度身体障害者」という。)、同条第五号に規定する重度知的障害者(以下単に「重度知的障害者」という。))又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。第二十条の二第一項第一号を除き、以下この款において同じ。)として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備(以下この項において「作業施設等」という。)の設置又は整備を行うもの(当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。)に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

2 (略)

(障害者介助等助成金)

第二十条の二 障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。

- 一 重度障害者等(重度身体障害者、四十五歳以上の身体障害者又は精神障害者(障害者職業センターにおける職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。以下この号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の職場復帰を促進するため、重度障害者等職場適応措置(重度障害者等である労働者

進するため、重度障害者等職場適応措置（重度障害者等である労働者又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者についての職務開発、能力開発その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、当該計画に基づいて当該措置を行うことをいう。以下この号において同じ。）を実施する事業主（当該重度障害者等職場適応措置を実施しなければ当該重度障害者等の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。）であつて、当該重度障害者等職場適応措置の終了後六月以上当該重度障害者等を継続して雇用するもの

二 次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。）

イ〜へ（略）

ト その雇用する法第二条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）である労働者又は精神障害者である労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者（業務の遂行に必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置

チ（略）

2（略）

第二款 障害者雇用納付金の徴収

又は重度身体障害者若しくは精神障害者である短時間労働者についての職務開発、能力開発その他職場への適応を促進するための措置に関する計画を作成し、当該計画に基づいて当該措置を行うことをいう。以下この号において同じ。）を実施する事業主（当該重度障害者等職場適応措置を実施しなければ当該重度障害者等の雇用を継続することが困難であると機構が認めるものに限る。）であつて、当該重度障害者等職場適応措置の終了後六月以上当該重度障害者等を継続して雇用するもの

二 次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。）

イ〜へ（略）

ト その雇用する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者（業務の遂行に必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。）の配置

チ（略）

2（略）

第二款 障害者雇用納付金の徴収

(法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者、知的障害者である労働者及び精神障害者である労働者（次条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。）の数

三 (略)

2～4 (略)

(削る)

(削る)

第三節 精神障害者に関する特例

(法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第二十六条 法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該年度に属する各月（当該年度中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者（次条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。）の数

三 (略)

2～4 (略)

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

(法第七十条第一項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第一項及び第六項の厚生労働省令で定める数)

第三十三条 法第七十条第一項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第一項及び第六項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

第四節 精神障害者に関する特例

(法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数)

第三十三条 法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第五節 障害者の在宅就業に関する特例

第四章 雑則

第四十条 (略)

2 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。)の長に提出するものとする。

- 一 障害者職業生活相談員の氏名
- 二 障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実

三 当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九

(法第七十二条の六において読み替えて準用する法第七十条第一項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第一項及び第六項の厚生労働省令で定める数)

第三十三条の二 法第七十二条の六において読み替えて準用する法第七十条第一項、第七十一条第一項及び第四項並びに第七十二条第一項及び第六項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

第四章 雑則

第四十条 (略)

2 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。)の長に提出するものとする。

- 一 障害者職業生活相談員の氏名
- 二 障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実

三 当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九

条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）の数

（法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四十一条 法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたことにより障害者である労働者を解雇する場合とする。

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業	百分の十

条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）の数並びに当該事業所の重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者に限る。次条において同じ。）である短時間労働者の数

（法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合）

第四十一条 法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたことにより障害者である労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。）を解雇する場合とする。

別表第四（附則第一条の三関係）

除外率設定業種	除外率
有機化学工業製品製造業 石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）	百分の五
その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。） 電気業 郵便局	百分の十

窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業 医療業 高等教育機関	百分の三十
林業（狩猟業を除く。）	百分の三十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の四十五

非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	百分の十五
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の二十
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の二十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の三十
港湾運送業	百分の三十五
鉄道業	百分の四十

石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業	百分の五十五
小学校	
幼稚園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）において分類された業種区分によるものとする。	

医療業	
高等教育機関	
林業（狩猟業を除く。）	百分の四十五
金属鉱業	百分の五十
児童福祉事業	
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の五十五
石炭・亜炭鉱業	百分の六十
道路旅客運送業	百分の六十五
小学校	
幼稚園	百分の七十
船員等による船舶運航等の事業	百分の九十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）、その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校	

を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)において分類された業種区分によるものとする。

◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）（平成二十四年四月施行）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 障害者就業・生活支援センター（<u>第四条の六</u>―<u>第四条の十</u>） 三）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一款 障害者雇用調整金の支給等（<u>第十五条</u>―<u>第二十五条の二</u>）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第三節 障害者就業・生活支援センター</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 障害者雇用支援センター（<u>第四条の六</u>―<u>第四条の九</u>）</p> <p>第四節 障害者就業・生活支援センター（<u>第四条の十</u>―<u>第四条の十三</u>）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一款 障害者雇用調整金の支給等（<u>第十五条</u>―<u>第二十五条の三</u>）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第三節 障害者雇用支援センター</p>

(法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人)

第四条の六 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

(名称等の変更の届出)

第四条の八 法第二十七条第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する障害者就業・生活支援センター(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一 〽三 (略)

(法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助)

第四条の九 法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者(以下この条において「支援対象障害者」という。)に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の

(法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める基準)

第四条の六 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、都道府県知事が指定しようとする二以上の市町村の区域が次に掲げる要件に該当することとする。

一 当該二以上の市町村の区域が近接し、かつ、当該区域に法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者(次号において「支援対象障害者」という。)が相当数存在すること。

二 当該二以上の市町村の区域において法第二十八条第一号から第五号までに掲げる業務が行われる場合には、単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し、支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(名称等の変更の届出)

第四条の八 法第二十七条第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する障害者雇用支援センター(以下「障害者雇用支援センター」という。)は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一 〽三 (略)

関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

(法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主)

第四条の十 法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主とする。

(事業計画書等の提出)

第四条の十一 (略)

2 障害者就業・生活支援センターは、法第三十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

3 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(事業計画書等の提出)

第四条の九 (略)

2 障害者雇用支援センターは、法第三十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

3 (略)

第四節 障害者就業・生活支援センター

(法第二十七条の厚生労働省令で定める法人)

第四条の十 法第三十三条の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

(法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助)

第四条の十一 法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第三十三条に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する

第四条の十二及び第四条の十三 削除

事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

(法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主)

第四条の十二 法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主とする。

(準用)

第四条の十三 第四条の七の規定は法第三十三条の規定による指定を受けようとする者について、第四条の八及び第四条の九の規定は法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第四条の七第一項中「法第二十七条第一項」とあるのは「法第三十三条」と、同条第二項第三号中「法第二十八条」とあるのは「法第三十四条」と、第四条の八中「法第二十七条第三項」とあるのは「法第三十五条において準用する法第二十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「法第三十四条」と、第四条の九第一項中「法第三十条第一項前段」とあるのは「法第三十五条において準用する法第三十条第一項前段」と、同条第二項中「法第三十条第一項後段」とあるのは「法第三十五条において準用する法第三十条第一項後段」と、同条第三項中「法第三十条第二項」とあるのは「法第三十五条において準用する法第三十条第二項」と読み替えるものとする。

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の

促進等

第一款 障害者雇用調整金の支給等

促進等

第一款 障害者雇用調整金の支給等

(削る)

(法第四十九条第一項第八号の助成金)
第二十二條の四 法第四十九條第一項第八号の助成金は、障害者雇用支援センター助成金とする。

(削る)

(障害者雇用支援センター助成金)
第二十二條の五 障害者雇用支援センター助成金は、次の各号のいずれかに該当する障害者雇用支援センターに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 法第二十八條第一号に掲げる業務（法第四十九條第一項第七号の教育訓練に該当するものを除く。第三号において同じ。）のうち法第二十条第五号イに規定する職業準備訓練（第三十六条において「職業準備訓練」という。）を行う業務及び同条第二号から第七号までに掲げる業務（以下この条において「自立支援業務」という。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新を行うものであること。

二 自立支援業務を行うものであること。

2 障害者雇用支援センター助成金の額その他必要な事項については、前項各号に掲げる障害者雇用支援センターの区分に応じ、それぞれ厚生労働大臣の定めるところによる。

(法第四十九條第一項第十一号の業務)

(削る)

第二十五條の三 機構は、法第四十九條第一項第十一号の業務として、

法第二十七条第一項の規定による指定を取り消された者（当該者の事業を承継する者を含む。）であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）の指定を受けたもの（当該事業を承継する者を含む。）に対して、機構の予算の範囲内において、当該指定に係る指定障害福祉サービス（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を円滑に実施するために必要となる助成金を支給するものとする。

2 前項の助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる。